

身体に障害のある人を対象とした 平成23年度横浜市職員採用選考受験案内

平成23年8月
横浜市人事委員会

第一次選考日 平成23年10月16日（日）

受付期間

平成23年9月2日（金）～9月15日（木）

【消印有効】

※郵送（簡易書留）にてお申込みください。

1 選考区分、採用予定人員及び職務概要

選考区分によっては、国籍により「（A）」区分と「（B）」区分に分かれるものがあります（合否水準は同一となっています。）。

- 各選考区分とも、（A）区分は日本国籍であることが、（B）区分は外国籍（日本国籍を有しないことをいう。以下同じ。）であることが受験資格となります。
- 外国籍の人については、採用後、公権力の行使にあたる業務などには従事できません（2ページ参照）。

選考区分	国籍	採用予定人員	職務概要
事務(大学卒) (A)(B)	日本国籍 又は外国籍	数名	区役所や局などに配属され一般行政事務に従事します。
事務(高校卒程度) (A)(B)			
学校事務(大学卒程度)	国籍は 問いません	若干名	市立の小・中学校や特別支援学校で学校事務（庶務・経理・給与事務など）に従事します。

外国籍職員の担当業務について

「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、横浜市では、外国籍の職員は次のような業務に就くことができません。

1 公権力の行使にあたる業務について

- 公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。
- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
 - ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
 - ・市民に対して強制力をもって執行する業務
 - ・その他公権力の行使に該当する業務

<代表的な業務の具体例>

事務：各種の許認可、税の賦課・滞納処分、土地収用、占用許可、立入調査、設備の設置命令、各種規制など

2 公の意思の形成に参画する職について

公の意思の形成に参画する職とは、「横浜市の行政の企画、立案、決定等に関与する」職であり、原則として、ラインの課長以上の職、及び本市の基本政策の決定に携わる係長以上の職（基本計画の策定、予算査定、組織人事労務管理等）が該当します。

3 昇任について

外国籍の職員についても、上記の公務員の基本原則にあたらぬポストであれば、就くことができます。そのため、スタッフ職である理事（局長級）までの昇任が可能となります。

なお、横浜市には係長昇任試験制度がありますが、採用試験・選考と同様の措置がとられており、外国籍の職員も受験できます。

2 受験資格

◇ 選考の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の選考を受験できません。合格している場合は、合格を取り消します。

◇ 複数の選考区分への申込みはできません。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている人（申込時までには交付を申請している人を含む。）
- (2) 自力（介護者を要しないことをいう。）による職務遂行が可能な人
- (3) 「事務」区分は活字印刷文又は点字による出題に対応できる人
「学校事務」区分は活字印刷文による出題に対応できる人
- (4) 年齢、学歴等については次の表のとおりです（選考区分により異なります。）。

選考区分	国籍	資格
事務(大学卒) (A)(B)	日本国籍 又は外国籍	昭和56年4月2日以降に出生した人で、学校教育法による4年制以上の大学を卒業した人若しくは平成24年3月までに卒業する見込みの人又は当人事委員会が大学卒業者と同等と認める人
事務(高校卒程度) (A)(B)		昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに出生した人（ただし、学校教育法による4年制以上の大学を卒業した人又は平成24年3月までに卒業する見込みの人は受験できません。）
学校事務(大学卒程度)	国籍は 問いません	昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに出生した人

(5) 地方公務員法第16条により、次に該当する人は受験できません。

ア 成年被後見人、被保佐人（※）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。

3 選考の日時、会場及び合格発表など

◇ 受験上の配慮が必要な人は、申込時に相談してください。

◇ 一般論文は第二次選考の科目ですが、第一次選考と同日に行います。

	日時・会場など	合格発表日
第一次選考	筆記試験（一般教養） 平成23年10月16日（日） 【開場】午前8時15分 【着席】午前9時00分 【終了（予定）】午後2時30分 ＜会場＞ 横浜市研修センター（11ページの地図参照）	平成23年10月27日（木） 午前10時 採用ホームページ「始動。」にて合格者の受験番号を 発表します。また、第一次 選考受験者には、合否にか かわらず文書で通知しま す。
第二次選考	一般論文 平成23年10月16日（日） ※ <u>第一次選考日に行いますが、第一次選考の評価の対 象にはなりません。</u> 身体検査 平成23年11月上旬～中旬（土日祝を除く。） ※ 各自、医療機関で受診した身体検査票（人事委員会 事務局が指定する様式）を身体検査の当日に、持参して いただきます。詳細は、第一次選考日以降にお知らせし ます。 面接 平成23年11月下旬～12月上旬（土日を除く。） ＜日時・会場＞ 第一次選考合格者に通知します。	平成23年12月15日（木） 午前10時（予定） 採用ホームページ「始動。」 にて合格者の受験番号を 発表します。また、第二次 選考受験者には、合否にか かわらず文書で通知しま す。

※ 合否についての電話による問い合わせは一切お断りします。

受験上の注意事項

- (1) 選考当日は、受験票、身体障害者手帳、黒のボールペン、鉛筆又はシャープペンシル、プラスチック消しゴムを持参してください。
- (2) 第一次選考の際には、昼食を必ず持参してください。
- (3) 「事務」区分の受験者は、点字による受験ができます。希望する人は、申込書に必ず必要事項を記入してください。また、第一次選考当日は点字用の器具を持参してください。
なお、点字による受験の場合は選考時間及び選考終了時間が異なります。
- (4) 上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上であって、文字を書くことが困難な人は、パソコン又はワープロ（「事務」区分の受験者のみ）、日常生活用具として拡大読書器が給付されている人は拡大読書器による受験ができます。その他、拡大鏡等の使用もできます。
- (5) パソコン、ワープロ、拡大読書器、拡大鏡等は、当人事委員会では準備しませんので各自で持参してください。また、パソコン、ワープロ受験の人も自筆により記入する書類がありますので、第一次選考の際、補装具等が必要な人は持参してください。

4 選考の内容及び出題分野

※ 第一次選考の一般教養の例題や過去の一般論文課題を、8～10ページ及び採用ホームページ「始動。」に掲載しています。

(1) 第一次選考

選考区分	選考科目	選考時間	内容及び出題分野
事務(大学卒)(A)(B) 学校事務(大学卒程度)	一般教養 (択一式)	2時間	大学卒業程度の一般的知識(社会科学、人文科学、自然科学、時事など)及び一般的知能(文章理解、英文理解、判断推理、数的推理、資料解釈など)についての筆記試験〔40問全問解答〕
事務(高校卒程度)(A)(B)	一般教養 (択一式)	2時間	高校卒業程度の一般的知識(国語、社会、英語、数学、理科、時事など)及び一般的知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈など)についての筆記試験〔40問全問解答〕

※ 問題冊子の活字の大きさは、12ポイント程度です。
(この「受験案内」は、おおむね12ポイントの活字を使用しています。)

(2) 第二次選考

選考区分	選考科目	内容
全区分	一般論文	与えられた課題に対する記述式の一般論文(1時間) ※ 第二次選考の科目ですが、第一次選考と同日に行います。
	面接	個別面接
	身体検査 (診断書提出)	胸部X線、血圧、BMI、尿検査などの医学的検査 各自、医療機関で受診し、人事委員会事務局が指定する様式で身体検査(専門検査)当日に持参していただきます。
	身体検査 (専門検査)	専門医による問診など 人事委員会事務局が指定する日時・会場で受診していただきます。

※ 第二次選考の面接受験にあたっては、面接カードの記入をしていただきます。
※ 身体検査についての詳細は、第一次選考日以降にお知らせします。

5 合格者の決定及び配点

- 第一次選考の合格者は、第一次選考(一般教養)の結果により決定します。
- 第一次選考と同日に実施する第二次選考科目(一般論文)を受験しなかった場合は、第一次選考に合格しても、第二次選考は棄権とみなし、他の第二次選考科目を受験することはできません。
- 第二次選考の合格者は、第一次選考の結果を5ページの表に示した点数を満点として換算し、第二次選考(面接・一般論文・身体検査)の結果と総合して決定します。**

ただし、身体検査は、横浜市職員として、職務遂行能力があるかどうかを判断するために実施しており、点数化はされません。

- (4) どの選考段階においても、いずれかの選考科目が一定の基準に達しない人は、他の成績にかかわらず不合格とします。
 なお、(A)、(B)区分に分かれている選考区分の合否水準は同一です。

		第一次選考	第二次選考		総合点
		一般教養	面接	一般論文	
全区分	第一次選考	400	—	—	400
	第二次選考	40	300	100	440

※ 小数点以下の点数は切り捨てます。

6 合格から採用まで

- 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- 受験資格がないこと、又は申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。
- 大学を卒業した方は、事務（高校卒程度）区分での受験はできません。採用後に大学を卒業した方が事務（高校卒程度）区分で合格したことが判明した場合、直ちに免職処分とするとともに氏名の公表を行います。**
- 採用の時期は、原則として平成24年4月となりますが、状況によりそれ以前にも随時採用される場合があります。
- 外国籍の人で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

7 給与

選考区分	給与月額 (地域手当を含む。)	選考区分	給与月額 (地域手当を含む。)
事務(大学卒) (A)(B)	199,024円	学校事務 (大学卒程度)	196,680円
事務(高校卒程度) (A)(B)	167,664円		

事務職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」、学校事務職員の給与は、神奈川県「学校職員の給与等に関する条例」などに基づき支給されます。

平成23年4月現在の初任給は、上表のとおりです。卒業後の職歴等がある場合などには、一定の基準に基づいてこの額に加算されます。

このほか、通勤手当、住居手当などが支給されます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。

8 その他

- 受験資格がないこと、又は申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。
- 申込時までには身体障害者手帳の交付を申請していた人で、その後交付が却下された場合は、受験資格を取り消します。
- 申込書提出後の選考区分の変更は認めません。
- この選考において提出された書類は、一切返却しません。
- 受験に際して市が収集する個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用いたします。

- (6) この選考の結果については、「横浜市個人情報保護に関する条例」第32条の規定により口頭で開示を請求することができます。電話、はがきなどによる請求はできませんので、**受験者本人**が直接おいでください。
なお、その際には本人確認が必要となりますので、受験票をお持ちください。

選考	開示請求のできる人 (本人に限る。)	開示内容	開示場所など
第一次選考	第一次選考不合格者	当該選考の総合順位、各選考科目の得点、総合得点及び合格点	開示期間：それぞれの選考の合格発表日から2週間 開示場所：人事委員会事務局 (横浜朝日会館7階：11ページ地図参照) 開示時間：8：45～17：15(土日祝を除く)
第二次選考	第二次選考不合格者		

※ 不合格者には、不合格通知に開示内容と同様のものを記載して送付します。

※ それぞれの選考で棄権された方(全科目受験されていない方)には、選考結果を開示することはできません。

- (7) この選考の最終合格者は、総合順位及び総合得点について教示を受けることができます。希望者は、合格決定通知を人事委員会事務局まで持参してください(教示期間は原則として最終合格発表日から1か月間です。)

■ 受験手続

《提出書類》 ①所定の申込書 1通

②50円切手をはさみ込んだ切手提出用台紙(12ページ)

申請書裏面の記入例を参考に、ボールペンで必要事項をもれなく記入し、最近6か月以内に撮影した鮮明な写真1枚(縦5cm×横4cm、上半身、正面向き脱帽、カラー・白黒いずれも可、裏面に選考区分・氏名を記入)を写真欄に貼ってください。

※ 書類不備の場合は受け付けません。特に受験資格に関する項目、選考区分、写真、受験票送付用切手(50円)に御注意ください。

※ この受験案内に同封されている申込書以外の用紙では受け付けません。

※ パソコンやワープロなどの機器を使用して受験を希望する人(3ページの「受験上の注意事項」参照)は、申込書の所定欄に必ず記入してください。記入がない場合、使用を認めないことがあります。その他、受験上の配慮が必要な人は、申込時に御相談ください。

《申込期間》 平成23年9月2日(金)～9月15日(木)(消印有効)

《申込書郵送あて先》

〒231-0021 横浜市中区日本大通15 横浜朝日会館7階
横浜市人事委員会事務局任用課

《申込書郵送方法》

申込書を折らずに封筒に入れ、封筒の裏面に自分の住所・氏名を明記し、表面に赤い字で「申込書在中」と書き、確実な郵送のため郵便局で必ず「簡易書留」扱いにしてください。上記あて先に直接持参しても、申込みは受け付けません。

なお、簡易書留の控えは受験票が届かないときの確認手段になりますので、受験票が届くまで必ず保管しておいてください。

提出に必要なもの



申込書

+

50円切手をはさみ込んだ12ページの切手提出用台紙

申込書が折らずに入る大きさ（角型2号）の封筒に入れてください。

表

郵便局で必ず「簡易書留」にしてください。

赤い字で記入してください。

切手	231-0021
簡易書留	横浜市中央区日本大通15
申込書	横浜朝日会館7階
在中	横浜市人事委員会事務局
	任用課
	行

裏

忘れずに記入してください。

自分の住所
自分の名前

《受験票の交付》

受験票は10月6日(木)までに到着するよう、お送りする予定です。10月6日(木)までに受験票が届かない場合は、人事委員会事務局任用課にお問い合わせください。

■一般論文の前年度出題

事務(大学卒)(A)(B) 事務(高校卒程度)(A)(B) 学校事務(大学卒程度)	横浜市職員として、どのように地域に貢献していきたいと考えますか。これまであなたが学んだことを踏まえて具体的に述べなさい。
---	--

■一般教養 問題例

事務(大学卒)(A)(B)、学校事務(大学卒程度)

地球温暖化対策に関する次の文中の下線部分ア～オのうちには妥当なものが二つあるが、それらはどれか。

気候変動枠組条約の下で 2005 年に発効した京都議定書は、2008～2012 年の温室効果ガス削減の枠組みを決めている。京都議定書は、ア世界のCO₂排出量の上位 3 か国である中国、アメリカ、ロシアに特に厳しい削減義務を課しており、日本についても、温室効果ガス排出量を基準年の 1990 年比で 6%削減する義務を課している。近年の日本の温室効果ガスの排出状況を 1990 年と比較すると、イ工場等の産業部門では増加しているものの、家庭部門で大幅に減少しており、京都議定書の削減義務は果たせる見込みである。

2009 年 12 月にはコペンハーゲンで、2013 年以降の温暖化対策の枠組みを協議する気候変動枠組条約第 15 回締約国会議 (COP15) が開かれた。これに先駆け、鳩山政権は日本国内の温室効果ガス排出量を、ウ2020 年までに 1990 年比で 25%削減するという意欲的な目標を掲げ、交渉に臨んだ。

話合いの過程では、エ日本やEUに比べて削減に消極的なアメリカや、途上国に削減義務を課すことに反対する中国の動向が注目された。最終的には、オ先進国と途上国で負担の程度に差はあるものの、すべての締約国に温室効果ガス削減義務が課されることが決定した。

1. ア, ウ
2. ア, オ
3. イ, エ
4. イ, オ
5. ウ, エ

正答 5

行政手続法における申請に対する処分に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 行政庁が審査基準を定める場合には原則として意見公募手続を実施しなければならないが、公益上、緊急に定める必要がある場合には、これを実施せずに定めることができる。
2. 行政庁は、申請に基づく処分の審査に際し、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが許認可等の要件とされている場合には、必ず公聴会を開催しなければならない。
3. 行政庁は、申請がされる前に行政指導をすることはできるが、申請がされた以上、申請の取下げや内容の変更を求める行政指導をすることはできない。
4. 申請拒否処分の理由の提示は、申請者に拒否の理由を知らせることで不服申立てに便宜を与えるものであるから、申請者が既に理由を知っている場合には提示しなくてよい。
5. 申請に対する処分が標準処理期間内にされなかった場合、申請者が提起する不作為の違法確認訴訟において当然に違法となる。

正答 1

日本における生活保護制度に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 生活保護の給付は、原則として本人による申請ではなく、福祉事務所が生活困窮者を調査し保護が適当と認める場合に給付を開始する仕組みになっている。
2. 生活保護の給付要件として、本人の資産や稼働能力の活用可能性のほかに、祖父母や孫などの扶養義務者からの援助の可能性も勘案される。
3. 生活保護の給付は、健康で文化的な最低限度の生活が維持できるものとされており、一般国民の生活水準の上昇や低下にかかわらず、一律定型的な水準に固定されている。
4. 現在、生活保護の給付を受けている勤労世帯の1人当たりの平均消費支出は、一般勤労世帯のその4割程度の水準となっている。
5. ギャンブルなどにより生活困窮に陥った場合など困窮した理由が本人の責めに帰するときは生活保護の給付を受けられない。

正答 2

事務(高校卒程度)(A)(B)

次の記述ア～エの下線部分の「ない」のうちには助動詞の「ない」が二つあるが、それらはどれか。

- ア. 今年の夏は例年と比べるとそんなに暑くはない。
- イ. 宿題を終わらせるまでテレビは見ない。
- ウ. 生まれてすぐに死ぬ虫の命はとてもはかない。
- エ. どんなにつらくても、あきらめないことが大切である。

- 1. ア, ウ
- 2. ア, エ
- 3. イ, ウ
- 4. イ, エ
- 5. ウ, エ

正答 4

正方形の紙と長方形の紙が1枚ずつある。正方形の1辺の長さ比べて、長方形の長辺の長さは1cm長く、短辺の長さは6cm短かった。また、長方形の面積は正方形の面積の $\frac{1}{2}$ よりも 6cm^2 だけ小さかった。長方形の4辺の長さを足し合わせるといくらか。

- 1. 28cm
- 2. 30cm
- 3. 32cm
- 4. 36cm
- 5. 40cm

正答 2

消費者にかかわる各種の制度や組織に関する次の記述ア～エのうちには正しいものが二つあるが、それらはどれか。

- ア. 製造物責任法(PL法)によれば、製造物の欠陥で被害を受けた消費者が損害賠償を受けるためには、その欠陥が製造業者の故意又は過失によって生じたことを立証する必要がある。
- イ. 消費者契約法によれば、契約の際に事業者が重要事項について事実と違う説明をした場合には、消費者はその契約を解除することができる。
- ウ. クーリング・オフとは、消費者が訪問販売など特定の商取引において契約を結んだ後に、契約を解除することであり、契約の解除が可能な期間に制限はない。
- エ. 消費者庁とは、昨年発足した国の新しい行政機関であり、これまで様々な省庁が担当していた消費者行政を統一的に推進する組織である。

- 1. ア, イ
- 2. ア, エ
- 3. イ, ウ
- 4. イ, エ
- 5. ウ, エ

正答 4

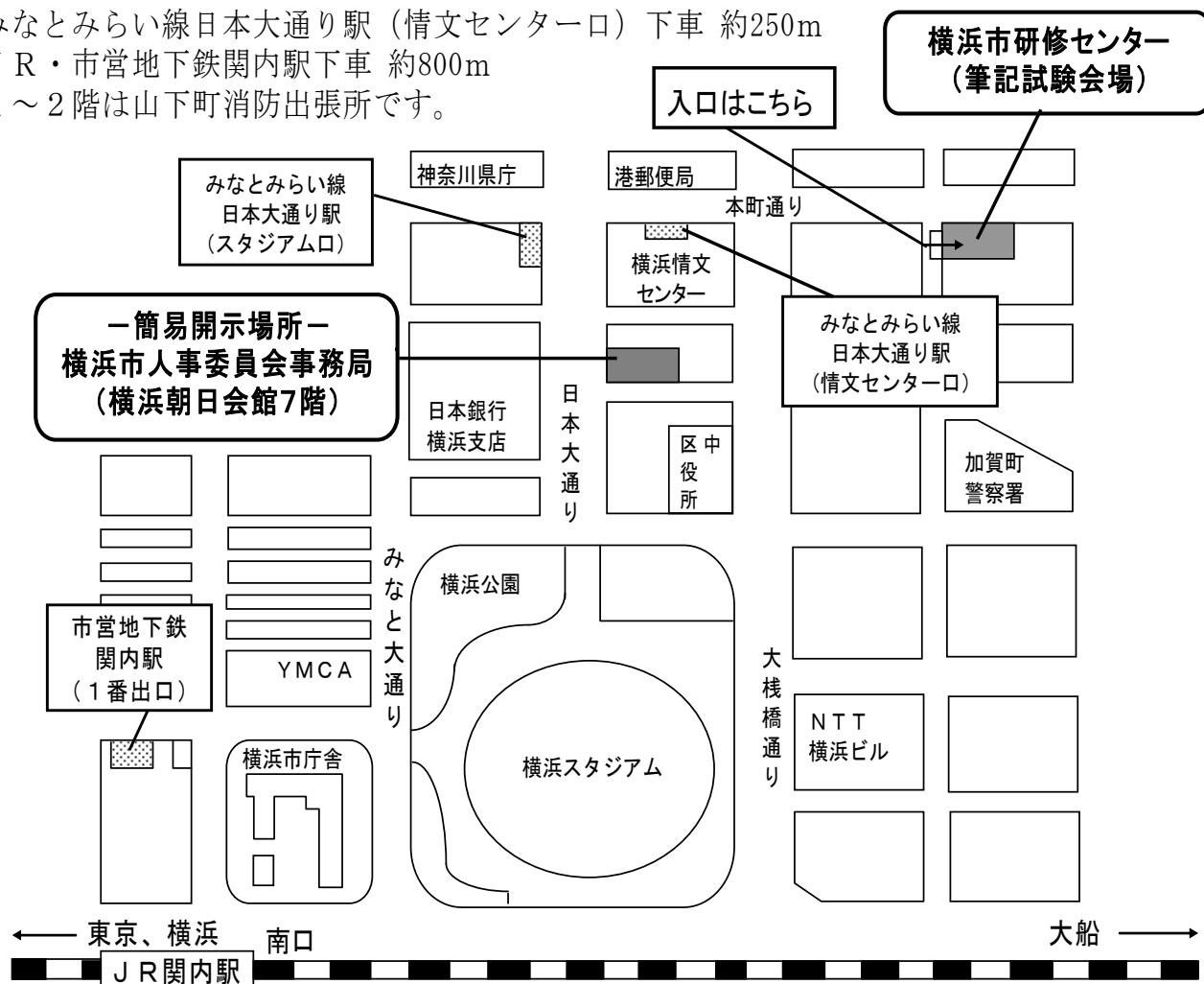
■筆記試験会場

横浜市研修センター 横浜市中区山下町72-1

みなとみらい線日本大通り駅（情文センター口）下車 約250m

J R・市営地下鉄関内駅下車 約800m

1～2階は山下町消防出張所です。



▼平成22年度実施結果

選考区分	申込者 (人)	受験者 (人)	第一次選考 合格者(人)	最終合格者 (人)	競争率 (倍)
事務(大学卒)(A)(B)	36	28	10	4	7.0
事務(高校卒程度)(A)(B)	17	15	7	4	3.8
学校事務(大学卒程度)	4	4	2	0	-
合計	57	47	19	8	5.9

受験手続その他採用試験・選考に関するお問い合わせは・・・

横浜市人事委員会事務局任用課

〒231-0021 横浜市中区日本大通15 横浜朝日会館7階

TEL 045(671)3347~8

FAX 045(641)2757

- 採用ホームページ「始動。」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/jinji/saiyou.html>

横浜市の事業や採用試験・選考情報、合格発表などを御覧いただけます。

- モバイル端末用（携帯電話を含む。）情報提供サービス

<http://m.city.yokohama.lg.jp/ji/>



横浜市採用情報メルマガ、合格発表などを御覧いただけます。

- ◆横浜市採用情報メルマガに登録しませんか？

横浜市職員採用試験・選考や市政に関するホットな情報などを月に1～2回お届けします！

- ◆採用ホームページ「始動。」の内容を一部紹介したパンフレットを配布しています。

(パンフレットでは選考に申込みできません。ホームページでも御覧になれます。)



■切手提出用台紙

----- 切り取り線 -----

身体に障害のある人を対象とした平成23年度横浜市職員採用選考

切手提出用台紙

台紙に切り込みを入れて50円切手をはさんでください。

(のり付けはしないでください。)

選考区分
ふりがな
氏名

